参考資料2

はじめに



本市では、令和３年３月に「第３次豊川市男女共同参画基本計画」を策定し、将来像である『自立と支え合いの男女共同参画社会』の実現に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、令和６年４月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、コロナ禍で顕在化した女性の孤独・孤立や生活困窮などへの対応が図られるとともに、度重なる大規模災害を受け、防災分野における男女共同参画の視点がますます重要となっています。

こうした男女共同参画に関する国内の動向や社会情勢を踏まえ、このたび、「第３次豊川市男女共同参画基本計画」を改訂いたしました。この改訂では、これまでの計画の基本理念を尊重しながら、施策の進捗評価や市民の皆様からいただいたご意見を反映し、さらなる充実を図りました。

本市が、市民の皆様にとりまして、いつでも、どこにいても誰もが自分らしく生きがいをもって生きられるまちであるためにも、多様な価値観を認め合い、平等にその力を発揮できる社会の実現が不可欠であります。

引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、行政のみならず、市民、事業者、市民活動団体、関係機関等が一体となり、強力に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました豊川市男女共同参画審議会委員の皆様、意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びに関係者各位に心より厚くお礼申し上げます。

令和８年３月

豊川市長　竹本　幸夫